

京都市移動通信用鉄塔施設整備事業に係る分担金に関する条例の一部を改正する条例
(平成19年3月27日京都市条例第42号) (総合企画局情報化推進室情報政策課)

移動通信用鉄塔施設整備事業(本市が、国の制度を活用し、携帯電話装置による通信その他の移動通信を行うことができない状態の解消を図るための施設及び設備を設置する事業をいいます。)に係る事業者の分担金の額を同事業に要する費用の6分の1に相当する額から8分の1に相当する額に改定するとともに、当該分担金の納入時期を同事業に係る施設及び設備の設置の工事が完了した際とするよう変更することとしました。

この条例は、平成19年4月1日から施行することとしました。

京都市移動通信用鉄塔施設整備事業に係る分担金に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成19年3月27日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第42号

京都市移動通信用鉄塔施設整備事業に係る分担金に関する条例の一部を改正する条例

京都市移動通信用鉄塔施設整備事業に係る分担金に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「補助を受けて」を「制度を活用し」に改める。

第3条第1項中「6分の1」を「8分の1」に改める。

第4条第1項を次のように改める。

分担金は、移動通信用鉄塔施設整備事業に係る施設及び設備の設置の工事が完了した際に納入しなければならない。

第4条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

第5条中「この条例において別に定めることとされている事項及び」を削る。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(総合企画局情報化推進室情報政策課)